

□船橋市議会の協議等の場の運営等に関する要綱

平成 22 年 3 月 29 日 制定

平成 25 年 7 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、船橋市議会会議規則(昭和 42 年船橋市議会告示第 1 号。以下「規則」という。)第 167 条第 4 項の規定により、協議等の場(以下「会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(招集権者の職務代行)

第 2 条 招集権者のうち、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が招集権者の職務を行う。

2 議長及び副議長にともに事故あるとき、又はともに欠けたときは、議会事務局長が招集権者の職務を行う。

3 招集権者のうち、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が招集権者の職務を行う。

4 委員長及び副委員長にともに事故あるとき、又はともに欠けたときは、議長が招集権者の職務を行う。

(傍聴)

第 3 条 規則第 167 条第 1 項に規定する会議は、招集権者の許可を得た者が傍聴できる。

2 招集権者は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(記録)

第 4 条 招集権者は、職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、招集権者が決定する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。